

## 届出施設基準について

国は、よりよい歯科医療を国民の皆様にご提供するために、厚生労働省を軸に、歯科医院に対して、国の求めている基準を満たしているかどうかについて、施設基準の届出を定期的に求めています。それに対して、当医院では、以下の施設基準等に適合している旨を厚生労働省地方厚生(支)局に届出を行っています。

|                                     |         |          |                 |
|-------------------------------------|---------|----------|-----------------|
| 医療情報取得加算※                           | 医情      | 届け出不要    |                 |
| 一般名処方加算※                            | —       | 届け出不要    |                 |
| 明細書発行体制等加算※                         | —       | 届け出不要    |                 |
| 歯科点数表の初診料の注 1 に規定する施設基準※            | 歯初診     | 第 472 号  | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| ●歯科外来診療医療安全対策加算 1※                  | 外安全 1   | 第 5431 号 | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| 外来後発医薬品使用体制加算※                      | 外後発使    | 第 2538 号 | 令和 4 年 5 月 1 日  |
| 歯科技工加算 1 及び 2※                      | 歯技工     | 第 244 号  | 平成 22 年 4 月 1 日 |
| ●医療 DX 推進体制整備加算※                    | 医療 DX   | 第 3575 号 | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| ●在宅医療 DX 情報活用加算※                    | 在宅 DX   | 第 359 号  | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| ●初診料(歯科)の注 16 及び再診料(歯科)の注 12 に掲げる基準 | 歯情報通信   | 第 58 号   | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| 口腔細菌定量検査                            | 口菌検     | 第 9 号    | 令和 4 年 5 月 1 日  |
| クラウン・ブリッジ維持管理料                      | 補管      | 第 1946 号 | 平成 8 年 4 月 1 日  |
| CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー            | 歯 CAD   | 第 1901 号 | 平成 27 年 3 月 1 日 |
| 光学印象                                | 光印象     | 第 359 号  | 令和 6 年 6 月 1 日  |
| 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算         | 歯技連 1   | 第 454 号  | 令和 6 年 6 月 1 日  |
| 歯科技工士連携加算 2                         | 歯技連 2   | 第 378 号  | 令和 6 年 6 月 1 日  |
| ●歯科外来診療感染対策加算 1・2                   | 外感染 1・2 | 第 5441 号 | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| 歯科治療時医療管理料                          | 医管      | 第 1008 号 | 平成 18 年 5 月 1 日 |
| 在宅患者歯科治療時医療管理料                      | 在歯管     | 第 835 号  | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| 歯科訪問診療の注 15 に規定する基準                 | 歯訪診     | 第 2092 号 | 平成 29 年 4 月 1 日 |
| 手術用顕微鏡加算                            | 手顕微鏡加   | 第 81 号   | 平成 28 年 7 月 1 日 |
| 歯根端切除手術の注 3                         | 根切顕微    | 第 556 号  | 令和 6 年 11 月 1 日 |
| 睡眠時歯科筋電図検査                          | 歯筋電図    | 第 3 号    | 令和 2 年 4 月 1 日  |
| 有床義歯咀嚼能力検査 1 の口及び咀嚼能力検査             | 咀嚼能力    | 第 176 号  | 令和元年 7 月 1 日    |
| 歯科口腔リハビリテーション料 2                    | 歯リハ 2   | 第 701 号  | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 手術時歯根面レーザー応用加算                      | 手術歯根    | 第 219 号  | 令和 6 年 1 月 1 日  |
| レーザー機器加算                            | 手光機     | 第 306 号  | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 口腔粘膜処置                              | 口腔粘膜    | 第 323 号  | 平成 30 年 4 月 1 日 |
| 齲蝕無痛の窩洞形成加算                         | 齲蝕無痛    | 第 287 号  | 令和 6 年 6 月 1 日  |
| 在宅療養支援診療所 2                         | 歯援診 2   | 第 1639 号 | 令和元年 10 月 1 日   |
| ●小児の口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算     | 口管強     | 第 2450 号 | 令和 6 年 11 月 1 日 |

保険点数が付随するものもあるため、若干のご負担を頂くものもありますがご理解のほどよろしくお願い致します。

以下に、※についての詳細内容をご案内致します。

## ★医療情報取得加算

当医院では、オンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。オンライン資格確認による医療情報の取得を行うことで、患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証の利用にご協力ください。

### 〈医療情報取得加算について〉

医療情報取得加算は保険医療機関において、受診時に患者様の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。

当院は、マイナ保険証（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めてまいります。

令和6年6月より、医療情報・取得加算として、以下の点数を算定致します。

|               |    |                                      |
|---------------|----|--------------------------------------|
| 初診<br>(月に1回)  | 3点 | マイナ保険証を利用しない場合                       |
|               |    | マイナ保険証を利用するが、診療情報提供に同意しない場合          |
|               | 1点 | マイナ保険証を利用し、診療情報提供に同意した場合             |
|               |    | 他の医療機関から情報提供を受けた場合（マイナ保険証の利用有無に関わらず） |
| 再診<br>(3月に1回) | 2点 | マイナ保険証を利用しない場合                       |
|               |    | マイナ保険証を利用するが、診療情報提供に同意しない場合          |
|               | 1点 | マイナ保険証を利用し、診療情報提供に同意した場合             |
|               |    | 他の医療機関から情報提供を受けた場合（マイナ保険証の利用有無に関わらず） |

正確な情報を取得活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認の利用にご協力お願い致します。

## ★一般名処方加算

安定的な治療を提供する観点から、医薬品の処方は、令和6年10月より長期収載品について、有効成分が同一であればどの医薬品（後発医薬品含む）も調剤可能な「一般名処方」を行っており、医療上の必要性があると認められない場合に希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等、その旨の十分な説明を実施しています。

## ★明細書発行体制加算

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

### **★歯科初診料の注1に規定する基準**

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた歯科医師が常勤し、職員に院内感染防止対策に係る院内研修等の実施をしています。

### **★歯科外来診療医療安全対策加算1**

当医院では、歯科外来診療における医療安全対策に十分な体制の整備、十分な機器を有しております。また、医療安全対策に関する研修を受けた歯科医師が常勤し、医療安全管理者を配置し、職員に医療安全対策に係る院内研修等の実施をしています。

また、緊急時には下記の医療機関と連携を取り、適切に対処を行える体制を整えています。自動体外式除細動器(AED)を常備しています。

連携先保険医療機関名 : 江南厚生病院      電話番号 : 0587513333

### **★外来後発医薬品使用体制加算**

当医院では後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用を推進しています。医薬品の品質や安全性、安定供給体制等の情報収集や評価を踏まえて、処方薬を変更することもあり、その旨も十分な説明を実施しています。

### **★歯科技工加算**

当医院には歯科技工士がおりますので、迅速に義歯(入れ歯)の修理及び、内面適合法(軟質材料)を行うことができます。

### **★医療DX推進体制整備加算★在宅医療DX情報活用加算**

当医院では、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取り組みを実施し、オンライン資格確認等システムで得た医療情報を活用し、質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

#### **〈医療DX推進体制の整備について〉**

当院では以下の通り対応を行っております

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しております。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しております。
4. 電子処方箋を発行する体制を開始予定です。
5. 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
6. マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示行っています。
7. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲示いたします。

その他施設基準の詳細は以下となっております。

## ● 初診料(歯科)の注 16 及び再診料(歯科)の注 12 に掲げる基準

当院では 厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制を有し、対面診療を提供できる体制を、当医院又は他の保険医療機関と連携することで対応できるように体制を整えています。(オンライン診療を行うに際して、セキュリティ面や個人情報保護の研修を受けた歯科医師が配置されています。新型インフルエンザ等の感染症に罹患している場合、口腔機能管理を継続して行っている場合等、情報通信機器を用いて診療を行っております。)

## ● 口腔細菌定量検査

在宅等で療養中の患者さんや外来における歯科治療が困難な患者さん等を対象に、口腔内の細菌量を測定する装置を備えています。

## ● 補綴物維持管理料料(クラウン・ブリッジの維持管理)

装着した冠(かぶせ物)やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

## ● CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー(かぶせ物、詰め物)を用いて治療を行っています。

## ● 歯科技工士連携加算 1・2 ● 光学印象歯科技工士連携加算

当医院では、院内の歯科技工士、ならびに信頼できる歯科技工所さんと連携を図っております。院内の歯科技工士、ほかの歯科技工所との情報通信機器を用いた連携にあたっては、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制をとっています。

## ● 歯科外来診療感染対策加算 1

当医院では、歯科外来診療における診療感染対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた者が常勤しています。また、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

## ● 歯科外来診療感染対策加算 2

当医院では、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整えているほか、感染症法上での新興感染症等の発生時においても医科医療機関等との連携を取りつつ円滑な歯科診療を実施するとともに、新興感染症等に罹患した(疑似症状を含む)他の医療機関からの患者さんを受け入れるための体制を整備しています。

## ● 歯科治療時医療管理料

患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることが出来ます。

## ● 在宅患者歯科治療時医療管理料

治療前、治療中及び治療後における患者さんの全身状態を管理できる体制を整備しており、下記の病院と連携

し、緊急時の対応を確保しています。

● 歯科訪問診療料の注15に規定する基準

在宅で療養している患者さんへの診療を行っています。

● 手術用顕微鏡加算【手顕微加】

複雑な根管治療には手術用顕微鏡を用いて治療を行っています。

● 歯根端切除手術の注3【根切顕微】

歯科用3次元エックス線断層撮影装置(CT)で得られた画像診断を基に、手術用顕微鏡を用いて治療(歯根端切除手術)を行っています。

□ 睡眠時歯科筋電図検査

睡眠時に歯ぎしりの疑いがある患者さんに、機器を用いて夜間睡眠時の筋活動の測定を実施しています。

□ 有床義歯咀嚼機能検査 □ 咀嚼能力検査 □ 咬合圧検査

義歯(入れ歯)装着時の下顎運動、咀嚼能力または咬合圧を測定するために、歯科用下顎運動測定器、咀嚼能率測定用のグルコース分析装置または歯科用咬合力計を備えています。

□ 歯科口腔リハビリテーション2

顎関節症の患者さんに、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っています。

□ 手術時歯根面レーザー応用

歯の歯根面の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を用いて治療を行っています。

□ レーザー機器

口腔内の軟組織の切開、止血、凝固等が可能なものとして保険適用されている機器を使用した手術を行っています。

□ 口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

□ う蝕歯無痛的窩洞形成

無痛のレーザー機器を用いて、充填のためのう蝕の除去及び窩洞形成を行っています。

□ 在宅療養支援歯科診療所 □ 1 ・ □ 2

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、下記の医院、支援事業者や病院歯科と連携しています。 □ 歯科訪問診療の地域医療連携体制 訪問診療に際し、地域医療連携体制の円滑な運営を図るべく、下記の病院や医院と連携し、緊急時の対応を確保しています。

□ 小児口腔機能管理料の注3に規定する口腔管理体制強化加算

偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう別の医療機関と連携体制を確保し、患者さんに使用する医療機器等への十分な感染対策を行うなど歯科医療環境の整備を行っています。偶発症に対する緊急時の対応、医療事故、感染症対策等の医療安全対策の研修、高齢者の心身の特性、口腔機能の管理及び緊急時対応等、小児の心身の特性等に係る研修を全て修了し歯周病やう蝕の重症化予防を行うなど継続管理を行っています。偶発症等緊急時に円滑な対応を行うよう、下記の医科保険医療機関と連携しています。

連携先保険医療機関名：江南厚生病院 電話番号：0587513333

●総合医療管理加算(歯科疾患管理料の注 11 に規定する基準)

高血圧や糖尿病などの疾患をお持ちの患者さんの歯科治療にあたり、医科の主治医や病院と連携し、モニタリング等、全身的な管理体制を取ることが出来ます。

岩井歯科 院長 岩井孝充

(以下まだ施設基準をとっていないもの)

□ 歯周組織再生誘導手術

重度の歯周病により歯槽骨が吸収した部位に対して、特殊な保護膜を使用して歯槽骨の再生を促進する手術を行っています。

□ 歯科矯正診断

歯科矯正セファログラム(頭部エックス線規格写真)が行える機器を備えています。歯科矯正の手術を担当する下記の病院歯科と連携しています。

□ 顎口腔機能診断

下顎運動検査、歯科矯正セファログラム(頭部エックス線規格写真)及び咀嚼筋筋電図検査が行える機器を備えています。歯科矯正の手術を担当する下記の病院歯科と連携しています。

□ 歯科診療特別対応連携加算

安心で安全な歯科医療環境の提供を行うために、以下の装置・器具を備えています。・自動体外式除細動器(AED)・経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)・酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)・救急蘇生セット  
緊急時に円滑な対応ができるよう、下記の医科保険医療機関及び歯科診療を担当する保険医療機関と連携しています。